

介護・診療報酬の算定に関して

< 介護報酬加算（ケアマネ側） >

入院時情報連携加算

- (I) 200単位（入院後3日以内）
- (II) 100単位（入院後4日以上7日以内）

退院退所加算

（※入院中につき、1回を限度）

	カンファレンス 参加なし	カンファレンス 参加あり
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位 （うち1回以上はカンファレンスによる）
連携3回 以上		900単位 （うち1回以上はカンファレンスによる）

入院

退院

< 診療報酬の算定（病院側） >

入退院支援加算

算定要件・施設基準により190～1200点

入院時支援加算

+200～230点

総合機能評価加算

+50点

介護支援等連携指導料

400点

介護支援等連携指導料

400点

退院時共同指導料

400点

+300点（入院医療機関医師と在宅主治医）

+2000点 多機関共同指導加算

（入院医療機関の医師又は看護師等が在宅主治医・看護師・歯科医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士・保険薬剤師・訪問看護ステーションの看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護支援専門員・相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合）

介護支援専門員又は相談支援専門員と連携をとりケアプラン等作成（入院中2回まで）

（注）介護・診療報酬の算定には、国の告示及び通知等による算定要件を満たす必要があります。